

2025年（令和7年）5月23日

仙台弁護士会

会長 千葉 晃平

当会は、以下のとおり、対象弁護士について、綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めることを相当と認める決議（2件）をしましたので、懲戒手続公表に関する会規2条1項1号に基づき公表します。

1 対象弁護士の氏名、住所

氏名 菅野 高雄（かんの たかお）

登録番号 40580

事務所住所 宮城県登米市迫町佐沼字錦170 坂本貸事務所2階

事務所名 菅野高雄法律事務所

2 懲戒委員会に審査請求をした日 2025年3月31日

3 懲戒委員会に審査請求をした理由の要旨

- （1）対象弁護士は、2023年1月、A氏から法律相談を受け、同日、建物賃貸借契約及び建物売買契約解除等請求について簡易裁判所に調停を申し立てる事件としてこれを受任し、委任契約を取り交わし、着手金及び預り金を受領した。A氏は、その後対象弁護士から連絡がないので、何度か電話をしたところ、対象弁護士は、来週は裁判所に行く予定である、来週は行くという話を繰り返し、また、A氏は、市民窓口でのアドバイスに基づいて対象弁護士を解任することとして、同年5月下旬ころに対象弁護士に電話をしたところ、対象弁護士は調停を申し立てたと述べたが、A氏が簡易裁判所に問い合わせの結果、この件に関する申立ては行われていないとの回答があり、A氏が対象弁護士にこのこと

を伝えた結果、対象弁護士は調停申立をしていなかった事実を認め謝罪した。A氏は委任契約を解除し、その後別の弁護士に委任をした。本件事案につき、A氏において特別に事件進行を急ぐ意向を示したとまではいえないことを考慮しても、対象弁護士が、依頼を受けた2023年1月から1年4か月を経過しても調停申立てをしなかったことを正当化する理由はない。また、懲戒請求者からの催促に対して対象弁護士は調停を裁判所に申し立てたと虚偽の事実を述べ、後に懲戒請求者にこれが発覚し解任されるに至っている。さらに、対象弁護士は、2024年2月、本件と同様の業務遅延を理由に戒告の懲戒処分を受けているにもかかわらず、その後も適正な職務遂行を怠っていることは重く受けとめざるを得ない。

- (2) 対象弁護士は、2023年5月、B氏及びC氏から自己破産申立事件を受任し、予納金としてそれぞれ150万円、合計300万円を自らの預り金口座への送金により受領したが、同年7月、同口座から300万0880円を委任事項以外の使途に用いた。対象弁護士は、2024年6月、私選受任した刑事事件のD氏から示談金として100万円を対象弁護士の預り金口座への送金により受領した。この預り金100万円を預かる直前、預り金口座の残高は43万0557円であったが、その全額が預り金であった。同年6月、同口座に2万6400円が送金されたが、これは対象弁護士に対する報酬金であった。同年6月、預り金口座には145万6957円の残高があったところ、対象弁護士は、145万円を引き出し、これを家賃及びリース代の滞納分などの支払いに充てた。その結果、同日の預り金口座の残高は6957円となった。

4 対象弁護士の意見陳述の内容

対象弁護士は、本件公表にかかる意見陳述の機会において、反省とともに、上記3(2)の事案については、自分から自主的に申告して弁済は済んでいると述べている。

5 その他

対象弁護士は、2024年2月、上記3（1）と同様の業務遅延を理由に戒告の懲戒処分を受けています。

なお、上記3（2）の事案は、2024年9月27日に当会が綱紀委員会に調査を求めたものとして懲戒手続公表に関する会規2条1項2号に基づき公表した事案になります。

以上